

「横浜市受付管理・申請業務支援システム開発業務委託契約」契約結果

横浜市受付管理・申請業務支援システム開発業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

- 1 件名 横浜市受付管理・申請業務支援システム開発業務委託
- 2 委託内容 申請の全数管理やステータス管理を可能とする「受付管理機能」、個人情報等の必要情報を申請書に印刷する「申請書作成支援機能」及び各種データ登録作業の軽減を図る「データ投入作業支援機能」などの開発
- 3 契約の相手方 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役 本間 洋
- 4 契約金額 59,965,730円
- 5 契約日 令和2年7月17日
- 6 評価結果

提案者	評価点数	順位
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	1,907	1

7 評価基準・評価委員会開催経過等

評価基準 ・別紙のとおり
評価委員会開催経過 ・開始日時 令和2年7月2日 13:45～15:35 ・開催場所 横浜市役所18階さくら15会議室 ・評価委員の出席状況 10人中10人出席 ・事務局 健康福祉局保険年金課 ・議事内容・作業内容 評価基準等の確認、提案者による説明及び質疑応答、提案者による説明及び質疑応答を基にした評価及び採点、事務局による各評価委員の採点結果の集計、受託候補者の特定

- 8 問い合わせ先 健康福祉局生活福祉部保険年金課

提案書評価基準

1 評価事項

評価項目	評価の着眼点(評価基準)		比重	評価点	上限配点	
1 基本的事項						
					0	計10点
1-1 業務実施方針	本業務委託の内容を十分に理解した上での提案がなされているか A: 的確に理解しており検討が十分 B: ACIに該当しない C: 業務内容をよく理解していない		0 × 2	0	10	
2 実施体制						
					0	計35点
2-1 業務体制	本業務委託の内容を、効果的・現実的に短期間で実行できる実施体制となっているか A: 優れた実施体制となっている B: ACIに該当しない C: 実施体制が不十分		0 × 3	0	15	
2-2 体制の明確性、人員配置の妥当性	実施体制が明確にされ、かつ適切な人員配置が十分に行われているか A: 実施体制が明確で人員配置が十分 B: ACIに該当しない C: 十分な人員配置がされていない		0 × 2	0	10	
2-3 意欲・整合性	当該業務への意欲が十分にあり、基本的な考え方と具体的な提案内容に整合性がとれているか A: 当該業務への意欲が十分にあり、基本的な考え方と具体的な提案内容に整合性がとれている B: 当該業務への意欲があり、基本的な考え方と提案内容に整合性がとれている C: AとBのいずれもない		0 × 2	0	10	
3 業務実績						
					0	計20点
3-1 組織の実績	本業務委託と同種・同種の業務の受託実績を保持しているか A: 過去5年以内にシステム構築に関わる受注経験がある B: 過去5年以内に実績なし C: -		0 × 1	0	5	
3-2	行政機関におけるシステム設計・構築実績はあるか A: 人口50万人以上の行政機関で実績がある B: 人口20万人以上、50万人未満の行政機関で実績がある C: 実績がないもしくは、20万人未満の行政機関で実績がある		0 × 1	0	5	
	大規模ワークフロー(申請書処理)システムにおける構築実績はあるか A: 年間処理件数100万件以上かつ処理フロー200種類以上のワークフローシステムの構築実績がある B: 年間処理件数50万件以上かつ処理フロー100種類以上のワークフローシステムの構築実績がある C: AとBのいずれでもない		0 × 1	0	5	
3-3 管理者(責任者)の実績	プロジェクト管理者が明確にされ、かつ本業務に関わる業務経験が十分か A: プロジェクト管理者に過去5年以内に地方自治体でのシステム構築に関わる業務経験がある B: プロジェクト管理者に過去5年以内に地方自治体以外でのシステム構築に関わる業務経験がある C: 過去5年以内に実績なし		0 × 1	0	5	
4 全体像						
					0	計45点
4-1 ワークフローシステムの全体像	受付管理・申請業務支援システムを組み込んだ業務のフローワークシステムの全体イメージは、「未処理案件の早期発見・抑止」につながる提案か A: 「未処理案件の早期発見・抑止」につながる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 「未処理案件の早期発見・抑止」につながる提案ではない		0 × 3	0	15	
4-2 受付管理	申請書の受付状況等を管理し、複雑な業務フローに対応するステータス管理に対応できる提案か、新たな業務負担増や事務処理ミスが起きないよう工夫がされているか A: 優れた提案や工夫がされている B: ACIに該当しない C: ステータス管理に対応できる提案ではない		0 × 3	0	15	
4-3 申請書作成支援	ICTによる申請書作成支援により、申請者・職員負担の軽減ができる提案か、新たな事務処理ミスが起きないような工夫がなされているか A: 優れた提案や工夫がされている B: ACIに該当しない C: 申請者・職員負担の軽減ができる提案ではない		0 × 3	0	15	
5 業務要件、機能要件の実現						
					0	計50点
5-1 共通事項① (QRコードの印刷)	QRコードの印刷・読取機能を実現できるか (業務説明資料「7 受付管理・申請業務支援システムの概要(ウ)QRコードの印刷機能(9ページ)」) A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない		0 × 2	0	10	
5-2 共通事項② (ステータス管理 アラームによる注意喚起)	ステータス管理及びアラーム機能を実現できるか (業務説明資料「7 受付管理・申請業務支援システムの概要(エ)ステータス管理(9ページ)、(ク)アラーム機能(10ページ)」) A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない		0 × 2	0	10	
5-3 受付管理システム (個人情報の表示 受付番号の附番)	受付管理システムについて、個人情報の表示及び受付番号の附番機能を実現できるか (業務説明資料「7 受付管理・申請業務支援システムの概要 イ 受付管理システム(固有の条件・機能)(10ページ)」) A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない		0 × 2	0	10	
5-4 申請業務支援システム (申請書の選択・印刷)	申請業務支援システムについて、申請書の選択及び印刷機能を実現できるか (業務説明資料「7 受付管理・申請業務支援システムの概要 ウ 申請業務支援システム(固有の条件・機能)(10-11ページ)」) A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない		0 × 2	0	10	
5-5 その他の機能要件	5-1から5-4以外の各機能を実現できるか (仕様書「3 システムの機能要件」や、業務説明資料「7 受付管理・申請業務支援システムの概要(ロ)メモ機能等」) A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACIに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない		0 × 2	0	10	
6 拡張要件						
					0	計20点
6-1 様式・処理パターンの追加・変更・対象業務の拡大	令和3年度以降の申請書様式の追加・変更、対象業務の拡大がGUI(※)などにより容易にできる提案か (※)グラフィカルユーザーインターフェース(Graphical User Interface)の略。 ユーザがマウス等を操作してコンピュータに対し命令や指示等出せるもの A: 特に優れている B: ACIに該当しない C: 対応できない		0 × 2	0	10	
6-2 申請パターンの増加への対応	電子申請・Web等での申請書の事前作成等の様々な申請パターンに対応できるよう設計・構築が提案されているか A: 特に優れている B: ACIに該当しない C: 対応できない		0 × 2	0	10	
7 非機能要件の実現						
					0	計20点
7-1 信頼性	障害発生時も業務への影響を最小限に抑え、障害発生時点で速やかに復旧できる信頼性を備えているか。その実現方法は現実的かつ妥当であるか A: 特に信頼性を備えており、実現方法が現実的かつ妥当である B: ACIに該当しない C: 信頼性を備えておらず、実現方法が現実的かつ妥当ではない		0 × 1	0	5	

7-2	セキュリティ	個人情報を取り扱うシステムであることを踏まえ、セキュリティ対策は十分であるか。開発中に本市が預けた情報を漏洩させない等のための、社内のセキュリティマネジメントは十分であるか A: 特に十分である B: ACに該当しない C: 十分でない	0	×1	0	5	
7-3	情報システム稼働システム運用・保守	仕様書「4 システムの非機能要件」に示すシステムの稼働・運用・保守の各要件の機能を実現できるか A: 機能を実現できる優れた提案となっている B: ACに該当しない C: 機能を実現できる提案となっていない	0	×1	0	5	
7-4	ユーザインタフェース	職員が使いやすいシステムとするために、工夫が為されているか。その内容は妥当であるか A: 特に工夫が為されている B: ACに該当しない C: 工夫が為されていない	0	×1	0	5	
8 プロジェクト管理要件						0	計20点
8-1	スケジュール	本市が指定するマイルストーンに従った全体スケジュールとなっているか。マイルストーンの到達に向けて無理のあるスケジューリングがされていないか。 A: 特に優れた全体スケジュールとなっている B: ACに該当しない C: 示されたスケジュールが不明瞭	0	×1	0	5	
8-2	工程の妥当性①(開発業者側)	開発規模、体制を勘案し、開発業者側の工程は妥当であるか。実現性はあるか。不慮の事態への備えはあるか。 A: 工程が妥当である、実現性及び不慮の事態への備えがある B: ACに該当しない C: 妥当でなく実現性がない	0	×1	0	5	
8-3	工程の妥当性②(本市関連システム等との調整等)	本市及び関連する他システムが関係者と調整、検討等を行うことを考慮した工程となっているか。その方法・タイミングは適切であるか A: 方法・タイミングが適切な工程となっている B: ACに該当しない C: 方法・タイミングが適切な工程となっていない	0	×1	0	5	
8-4	要件分析者の知識	テラリングマネージャーとアナリストリーダー(兼務アナリストリーダー又はシステムアナリストリーダー)が福祉業務(医療保険及び介護保険)の知識を有しているか A: いずれも知識を有している B: いずれかが知識を有している C: いずれも知識を有していない	0	×1	0	5	
9 その他、追加提案等						0	計15点
9-1	目的にあった追加機能の提案	本市が求める機能のほか、市民サービスの向上に資する機能及び窓口受付時、内部作業時の職員の負担軽減が図れる機能の追加の提案が行われているか。 A: 実現性のある優れた機能提案が行われている。 B: ACに該当しない C: 機能提案が行われていない。	0	×2	0	10	
9-2	その他	本業務の実施に有効・有益な留意事項等が、具体的に記述されているか A: 有効・有益な留意事項等が具体的に記述されている B: ACに該当しない C: 有効・有益な留意事項、追加提案に関する記述なし	0	×1	0	5	
10 ワークライフバランスに関する取組						0	計5点
10-1	ワークライフバランスに係る取組状況	次のア～カについて該当する項目があるか A: 4項目以上該当する B: 1項目以上該当する C: 該当項目がない	0	×1	0	5	
	ア 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当: 策定し、労働局に届け出ている(従業員101人未満の場合のみ加算) 非該当: 策定していない、又は策定しているが従業員101人以上					
	イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	該当: 策定し、労働局に届け出ている(従業員301人未満の場合のみ加算) 非該当: 策定していない、又は策定しているが従業員301人以上					
	ウ 次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得(くるみんマーク、プラチナくるみんマーク)	該当: 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している、又は認定されている 非該当: 次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得していない、又は認定されていない					
	エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定(えるぼし)の取得	該当: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している、又は認定されている 非該当: 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得していない、又は認定されていない					
	オ 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール)の取得	該当: 若者雇用促進法に基づく認定を取得している 非該当: 若者雇用促進法に基づく認定を取得していない					
	カ よこはまグッドバランス賞の認定の取得	該当: よこはまグッドバランス賞の認定を取得している、又は認定されている 非該当: よこはまグッドバランス賞の認定を取得していない、又は認定されていない					
11 障害者雇用に関する取組						0	計5点
11-1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%の達成	A(5点): 達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満) C(0点): 達成していない(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用していない(従業員45.5人未満)	0	×1	0	5	

評価点合計	0	245
-------	---	-----

2 選定について

(1) 次のように評価を行う。

ア 各評価項目において、評価委員はA(5点)、B(3点)、C(0点)で評価を行う。

イ 評価委員の合計点の平均点を最終評価点数とする。

ウ 5、6、と7-1～7-4のいずれかの項目において、評価委員全員がCをつけた事業者は選定しないこととする。

(2) 選定方法について

ア 当該事業実施希望者の中から上位1者を選定する。

イ 複数の事業者が同点だった場合、「4 全体像」の点数が高い事業者を選定する。

ウ イにおいて同点の場合、「業務要件、機能要件の実現」の点数が高い事業者を選定する。